



## 1. 水道・下水道料金の免除

### ■ 対象

1. 生活保護法による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受けている方
2. 児童扶養手当か特別児童扶養手当を受けている方

### ■ 減免内容

- ・水道料金の基本料金と1月当たり10m<sup>3</sup>までの従量料金の合計額
- ・下水道料金の1月当たり8m<sup>3</sup>までの料金

### ■ 申込方法

水道局の窓口で申請する場合

受給証書

郵送で申請する場合

区役所で受給確認印を受けた申請書に記名のうえ郵送

対象1の方は保護課、対象2の方は子育て・若者支援課にそれぞれ申請書があります。

### ☆ 問合せ

東京都水道局 文京営業所

〒113-0024 文京区西片2-16-23

電話03-5840-8021 FAX 03-3813-2195

## 2. NHK受信料の減額・免除

NHK 東京東オフィスに証明を受けた申請書を送付することにより、受信料が全額免除又は半額免除されます。

### ■ 対象

#### 1. 全額免除となる世帯

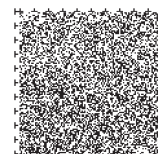
身体障害、知的障害、精神障害のある方のいずれかが世帯構成員であり、世帯全員が市町村税（住民税）非課税の場合

#### 2. 半額免除となる世帯

- ① 契約者が、視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちで世帯主の場合
- ② 契約者が、重度の身体障害者手帳（1・2級）をお持ちで世帯主の場合
- ③ 契約者が、重度の療育手帳（1・2度）をお持ちで世帯主の場合
- ④ 契約者が、重度の精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちで世帯主の場合
- ⑤ 契約者が、戦傷病者手帳（特別項症から第1款症まで）をお持ちで世帯主の場合

### ■ 手続き方法

免除申請書に必要事項を記入し、免除についての証明を受けてください。証明を受けた申請書



を問合せ先に送付してください。

※申請書の用紙は証明発行窓口にあります。

## ■ 証明の発行

### 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

台東区障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1202～3 FAX03-5246-1179

### 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話03-3847-9405 FAX03-3847-9424

### 戦傷病者

東京都福祉局 生活福祉部 企画課

電話03-5320-4078

### 施設入所者

入所している施設の施設長

### ☆ 問合せ

申請書送付先 NHK 首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス

〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1

住友不動産 新宿オークタワー27階

電話03-3343-1045 FAX03-6705-5403

## 3. 郵便料金等の軽減

---

### ■ 点字郵便物

点字のみを掲げたものを内容とし、開封されている郵便物は無料になります。

### ■ 特定録音物等郵便物

盲人用の録音物又は点字用紙を内容とし、日本郵便株式会社が指定した施設から差出し、又はこれらの施設に宛てて差し出され、開封されている郵便物は無料になります。

### ■ 点字ゆうパック

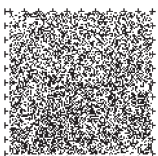
大型の点字図書等（点字のみを掲げたものを内容とし、開封されていること）をゆうパックとして差し出す場合、一般のゆうパックの運賃より安い運賃でご利用いただけます。

### ■ 聴覚障害者用ゆうパック

聴覚に障害のある方の福祉を増進することを目的とする施設と、聴覚障害のある方との間において、CD、DVD等の貸出し又は返却のために発受するもの場合、一般のゆうパック運賃よりも安い運賃でご利用いただけます。

### ■ 心身障害者用ゆうメール

日本郵便株式会社に届け出た図書館と、身体に重度の障害のある方又は知的障害の程度が重い方との間で、図書の閲覧のために発受するもの場合、ゆうメールの基本運賃の半額でご利用いただけます。



## ■ 心身障害者団体発行の低料第三種郵便物

心身障害者団体が心身障害者の福祉を図る目的で発行する定期刊行物を内容とするもので、発行人から差し出される低料第三種郵便物の料金は、

1. 毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするものは、重量50g以内8円、重量50gを超えて上限1kgまで50gごとに3円増
2. 1以外のものは、重量50g以内15円、重量50gを超えて上限1kgまで50gごとに5円増

☆ 問合せ

お近くの郵便局

## 4. 青い鳥郵便葉書の無償配布

年に一度、重度障害のある方、重度の知的障害がある方で、ご希望をいただいた場合に、無償で葉書を配付しております。

### ■ 対象

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳（療育手帳）Aまたは1・2度の方

### ■ 内容

受付期間、配付期間ともに4月～5月

※詳細は例年3月頃に決定、周知されます。

### ■ 申込方法

郵便局に備え付けの「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入し、身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）と一緒に受付期間内に提出してください。

配付開始日以降、郵送にてお届けします。

詳細については、日本郵便株式会社のWebサイト（<https://www.post.japanpost.jp>）をご確認ください。

☆ 問合せ

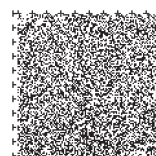
お近くの郵便局

## 5. NTT 東日本ふれあい案内（無料番号案内）

障害のため電話帳の利用が困難な方は、事前に届け出ることにより、無料で電話番号案内を受けられます。

### ■ 対象

1. 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方
  - ①視覚障害1～6級
  - ②肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級、2級
  - ③聴覚障害2級、3級、4級、6級（1級、5級はなし）



④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3 級、4 級（1 級、2 級はなし）

2. 愛の手帳をお持ちの方

3. 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

①視力の障害 特別項症から第6項症

②上肢の障害 特別項症から第2項症 ※上肢に対する障害にのみ適用

③聴覚障害 第2項症、第4項症

④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症、第4項症

4. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

## ■ 利用方法

事前の利用登録が必要です。登録の申込みは下記のフリーダイヤルにお問合せください。

☆ 問合せ NTT 東日本ふれあい案内事務局

**[電話] 0120-104-174**

**[FAX] 0120-104-134**

**[受付時間] 午前9時～午後5時（月曜～金曜）**

※土曜、日曜、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は休業

※ FAX によるお問合せの注意事項

・ FAX で申込書、障害者手帳を送付いただいても受付できません。

誤って送付された場合は破棄させていただきます。

・ 返信は FAX で行いますので、FAX を受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。

## 6. 携帯電話の料金割引等

携帯電話会社では障害者割引を実施しています。各携帯電話会社により対象者、サービス内容が異なりますので、各社へ直接お問合せください。

